

○第23回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和5年11月13日（月）10:00～11:18

議事概要：

（1）農薬（フェンプロピジン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フェンプロピジンの許容一日摂取量（ADI）を0.016 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を3.5 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.1 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、インポートトレランス設定（バナナ）の要請がされています。